

令和2年11月12日

殿

出入国在留管理庁参事官

### 法令適用事前確認手続回答通知書

令和2年10月30日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会の際に提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

### 記

#### (照会)

外国人経営者自らが事業の主体となる業務に従事して経営活動を行う場合、在留資格「経営・管理」に該当するか。

具体的には、

- ①料理店で外国人経営者自らがオーナーシェフとして料理をする。
- ②語学教室で外国人経営者自らが語学講師として語学のレッスンを行う。
- ③システム開発の事業で外国人経営者自らがプログラマーとしてシステム開発を行う。

いずれの場合も、その業務に従事するのは外国人経営者のみで、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の経営・管理の基準（事業場の確保、資本金の額等）は全て満たしているとする。

#### (回答)

経営又は管理に従事する者が、純粋な経営又は管理に当たる活動のほかに、その一環として行う現業に従事する活動は、「経営・管理」の在留資格の活動に含まれる。ただし、主たる活動が現業に従事するものと認められる場合は、「経営

・「管理」の在留資格に該当しない。

なお、主たる活動が純粋に経営又は管理に当たる活動であるか否かを含め実際に「経営・管理」の在留資格が許可されるか否かについては、個別の事案に即して総合的に判断することとなる。

以上